

1 義援金名称	令和4年3月福島県沖地震災害義援金				
2 趣旨	<p>令和4年3月16日に福島県沖を震源として発生した地震により、福島県及び宮城県の各地で人的及び住宅被害等の甚大な被害が発生し、2県の全市町村に災害救助法が適用されました。</p> <p>これを受けて茨城県共同募金会石岡市共同募金委員会では、この災害で被災を受けられた方々を支援することを目的に、下記のとおり義援金の募集を行うことになりましたので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>				
3 募集期間	令和4年3月29日(火)から令和4年6月30日(木)まで (義援金のみを取り扱います。)				
に 直 接 送 金 す る 場 合	(1) 中央共同募金会	金融機関	支店名	口座番号	名義等
		三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0148483	(福) 中央共同募金会
	※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。				
(2) 本会に送金	金融機関名	支店名	口座番号	名義等	
	常陽銀行	本店	(普) 3889567	社会福祉法人茨城県共同募金会 令和4年3月福島県沖地震災害義援金	
	<p>※振込みの際「フク」イバラキケンキョウドウボキンカイ」と省略することができます。</p> <p>※常陽銀行の本支店の窓口、アクセスジェイ及びATMから当該口座への振込手数料は無料となります。なお、時間外のATM及びアクセスジェイ以外のネットバンキングによる振込みは手数料がかかる場合があります。</p>				
(3) 窓口受付 (募金箱設置場所)	<p>茨城県共同募金会石岡市共同募金委員会 (石岡市社会福祉協議会内)</p> <p>(窓口)・石岡市社会福祉協議会 本所 (ふれあいの里石岡ひまわりの館内)</p> <p>・ 〃 八郷支所 (八郷総合支所内)</p> <p>(募金箱のみ)</p> <p>・ 石岡市役所本庁 総合案内受付</p>				
4 義援金の配分	義援金は中央共同募金会に集約した後按分され、各被災県の共同募金会に送金されます。その後、被災地それぞれの義援金配分委員会の基準に基づき、被災者の方々に届けられます。				
5 税制上の優遇措置	この義援金について税制上の優遇措置を受けるために領収書を希望する場合は、当会へ申し出ください。後日、中央共同募金会発行の領収書を送付いたします。				
6 その他	上記口座に送金いただいた義援金は特定の被災県を指定することはできません。				
<p>問い合わせ先</p> <p>茨城県共同募金会石岡市共同募金委員会 (石岡市社会福祉協議会内)</p> <p>〒315-0009 茨城県石岡市大砂 10527 番地 6 / TEL 0299-22-2411 FAX 0299-22-2440</p>					